



赤池誠文部科学大臣政務官も出席して開かれた第12回有識者会議。委員による議論のあと「審議のまとめ」(案)が了承された(3月18日、文部科学省で)

文部科学省/有識者会議「審議のまとめ」公表

学制等の在り方について」を受け、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議(座長 黒田壽二 金沢

文部科学省は3月27日、「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の在り方について(審議のまとめ)」を公表しました。「まとめ」は2(3面に)

議論の舞台は中央教育審議会へ

基本的な方向など4本の柱で構成

これは教育再生実行会議の第五次提言「今後の学制等の在り方について」を受け、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議(座長 黒田壽二 金沢

工業大学学長・総長)が平成26年10月から12回の会議を経て取りまとめたもので、「審議のまとめ」は今後、中央教育審議会に諮られる。

A4、11ページの「まとめ」は、「高等教育の多様化の必要性」「新たな高等教育機関の基本的な方向性」「制度化」に当たっての個別主要論点「その他の検討課題」という4本の柱で構成されています。

まず「高等教育の多様化の必要性」においては、社会経済の変化に伴い質の高い職業人養成の量的拡大や高等教育体系の多様化の必要性、社会人の学び直し・地方創生への対応などを指摘した上で、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を創設し、高等教育を多様化することが必要と述べています。

新たな高等教育機関の基本的な方向性では、新たな機関を既存の大学等と比肩する高等教育機関と位置付ける必要があるとして、大学体系の中に位置づける方向を基本とし、さらに中教審で検討することが述べられました。

新たな高等教育機関の基本的な方向性では、新たな機関を既存の大学等と比肩する高等教育機関と位置付ける必要があるとして、大学体系の中に位置づける方向を基本とし、さらに中教審で検討することが述べられました。

また設置認可は文部科学大臣が行うとし、第三者評価として認証評価を実施するほか、設置基準に相応しい公的助成の検討も盛り込まれました。

その他の検討課題として、新しい高等教育機関の名称や分野、卒業者の実社会における活躍に向けて産業界との連携・協力なども盛り込まれています。

点については、主たる目的として「質の高い専門職業人養成のための教育」と位置づけ、修業年限は2〜4年、また学位は「学士」「短期大学士」が相当とし、学位及び教員の資格要件や施設・設備等については今後の検討課題としています。

平成27年度事業計画原案には①「職業実践専門課程」認定制度の普及・検証と職業実践的な教育を行う新たな高等教育機関制度化の早期実現②専門学校制度の充実・改善に必要な方策の実現③という基本方針が盛り込まれ、この2つを重点目標として、専修学校制度40周年の節目の年に、新たなステージに向けて全国的な運動を展開していくことになりました。



全国専修学校各種学校総連合会 第120回理事会
全国学校法人立専門学校協会 理事会



小林光俊会長

本協会理事会 平成27年度事業計画原案を承認 新高等教育機関の早期実現を

平成27年度の事業計画などを決めた本協会の理事会

全国学校法人立専門学校協会(小林光俊会長)は2月26日、東京都千代田区九段北のアルカディア市ヶ谷で理事会を開催しました。理事會に先立ち、小林会長が「今年度は戦後70年、専修学校制度40周年」という記念すべき年だ」とした上で、「新しい高等教育制度を巡る議論が進展する中で、職業教育を受ける学生が自信を持って学べるよう、また国際的にも通用する制度になるよう願っている」とあいさつし、さらに「国では地方創生を重要な政策に掲げているが、地方の活性化には各地域にある専門学校

が正当な評価を受け、そこで学んだ学生が地域経済の大きな原動力となることが大切だ。今後も皆さんと一緒に私たちの職業教育制度を一層発展させていきたい」と述べました。

また来賓として出席した赤池誠章文部科学大臣政務官は、教育再生実行会議の第五次提言、新高等教育機関の背景と動向、平成27年度専修学校関係予算(案)、学校法人等への寄附税制の拡充などについてあいさつを兼ねて報告しました。

続いて文部科学省生涯学習政策局から専修学校教育振興室の白鳥綱重室長が平成27年度専修学校関係予算(案)、平成26年度職業実践専門課程の認定状況、同課程の検証等の方向性について、同教育改革推進室の神山弘室長が、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議における「新たな高等教育機関の制度化に関する基本的な方向性(案)」について詳細に説明しました。

文部科学省後援

J検

「創る」「使う」「伝える」
情報検定

情報活用試験

※文部科学省後援

<平成27年度前期>

試験日 平成27年6月21日(日)

出願期間 手書願書 4月1日(火)~5月18日(月)(原書必着日)
電子願書 4月1日(火)~5月25日(月) (〃)

実施級/受験料

1級	4,500円
2級	4,000円
3級	3,000円

CBT

平成27年4月 J検全試験全科目でCBT方式を導入。個人受験にも対応。詳しくはWebで。

情報システム試験

※文部科学省後援

システムエンジニア認定
プログラマー認定

<平成27年度前期>

試験日 平成27年9月13日(日)

出願期間 手書願書 6月1日(月)~7月24日(金)(原書必着日)
電子願書 6月1日(月)~7月30日(木) (〃)

実施級/受験料

基本スキル	3,500円
システムデザインスキル	3,000円
プログラミングスキル	3,000円

詳細はホームページをご覧ください

(一財)職業教育・キャリア教育財団 検定試験センター

事務取扱先 TEL.03-5275-6336

情報デザイン試験

※文部科学省後援

CBTのみ

詳細はJ検HPを参照下さい。

実施級/受験料

初級	4,000円
上級	4,500円

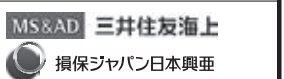
※平成27年度情報システム試験「プログラミングスキル」「システムデザインスキル」がCBT方式で受験できます。

※平成27年度より受験料・手数料等を改訂いたしました。ペーパー方式は団体出願のみ実施となります。

私たちは、学生生徒災害傷害保険を通じて「情報検定(J検)」を応援しています。



東京海上日動火災保険株式会社



コミュニケーションスキル、ICTスキル等の基本的な能力を育成したり、インターンシップやグループでのPBL(プロジェクト・ペーソド・ラーニング)等を通じて、協調性や責任感等の非認知的能力を培ったりすることにも配慮が必要である。

- 教育課程の編成については、最終的には新たな高等教育機関の責任の下で決定されなければならないが、各職業分野のニーズを的確に反映させるには、何らかの制度的仕組みを設けることにより、産業界による一定の参画を得られるようにすることが適当である。その仕組みの具体的な在り方については、今後検討することが必要である。
- また、「学士」相当の学位を授与する場合は、学位プログラムの学修成果(ラーニング・アウトカム)の具体化を目指している諸外国の動向も踏まえ、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」が示す「学士課程共通の学習成果に関する参考指針」や、諸外国における学習成果の指標に照らした検討が必要となる。
- 教育方法については、実習・実技・演習・実験等を重視し、講義形態の授業よりもPBLや現場での実習を行うなど実践的な方法を積極的に取り入れることを分野の特性に配慮しつつ制度化すべきである。特に、効果的に実践的能力を培う観点から、在籍する全ての学生が長期インターンシップ等に参加するよう努めるものとするのが望ましい。また、分野横断的にどの職業人にも求められる能力についても、実際の指導に当たっては、学生の学習意欲を喚起するなどの観点から、例えば、職業分野の特性を踏まえて当該分野の具体的事例を導入題材に用いるなどの教育方法上の工夫が行われることが望ましい。
- 新たな高等教育が質の高い実践的な職業教育を行っていくためには、教育内容の体系的な教育方法の適切な組み合わせ等の観点を含め、新たな高等教育機関の目的に相応しい全体としてバランスのとれたプログラムを編成することが何より重要である。こうした考えに基づき、責任をもって教育課程を編成できる体制を整えるとともに、そのプログラムに最も適した教員の構成や配置となるようにすることが必要である。
- 卒業に必要な学修量については、例えば、修業年限4年の場合は124単位、修業年限2年の場合は62単位の修得を求めるなど、既存の学位授与機関と同水準を求めることが適当である。

(3) 入学者受け入れ、編入学等

- 新たな高等教育機関は、社会人と高等学校等の新卒者いずれもの入学が想定される。このため、新たな高等教育機関の教育内容については、関連分野での就業経験のある社会人や専門学校卒業者等がそれまでの学習や経験等から培った知識や技術、能力等を継続して深化・発展させることができるものとするとともに、関連分野での就業経験のない社会人や普通科及び総合学科の高等学校卒業者等を受け入れる際には、専攻分野の学修への円滑な導入を図ることができるような配慮が必要である。
- また、新たな高等教育機関を大学体系に位置付ける場合には、その教育や入学者選抜の在り方を中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」(平成26年12月22日)を踏まえたものとするよう検討することも必要となる。
- 高等教育段階における学校の移動については、制度的には相当程度可能となっている。従来から、短期大学・高等専門学校・一定の要件を満たす専門学校の卒業生は大学に編入できるようになっていることに加え、一定の要件を満たす高等学校専攻科からも大学への編入学を可能とする法改正が国会で議論されているところである。また、各省庁が設置する大専校での学修を大学の単位として認定することも可能となっている。
- しかしながら、実際に一度入学した高等教育機関から学生が自らのニーズに合わせて別の高等教育機関に移ることは現状では必ずしも容易ではない。高等教育段階における学校間の進路変更の柔軟化を図ることも重要であり、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関については、現行の大学への編入学はもとより現行の大学からの転学者の受入れにも十分配慮した制度設計とすべきである。

(4) 修業年限

- 大学、特に学士課程教育における専門職業人養成に対するニーズを踏まえ、修業年限は、各職業分野に従事するために必要な知識や技術、能力等に応じて2年から4年までの設定を可能とすることが適当である。
- また、社会人の学び直しに対応するためには、学位プログラムの修業年限では学修期間が長すぎることも考えられるため、学位プログラムをモジュール化した上で履修時期も分散し、短期間(例えば2~3か月単位)での履修やその短期履修の積み上げにより学位を授与することを可能とするなどの工夫も検討することが求められる。
- さらに、学業と就業の場を往き来しやすくするために、修業年限4年の場合は、2~3年制の前期課程と1~2年制の後期課程の二段階編成を可能とすることの検討も考えられる。その際、前期課程の修了者は、「短期大学士」相当の学位を取得した上で、就職という進路を選択するほか、後期課程へ進級したり4年制大学へ編入したりすることができるようにすることが考えられる。また、後期課程への入学者については、前期課程の修了後にそのまま継続的に進学して学業に専念する者のほか、就業しながら後期課程に進学する者や、前期課程・短期大学・高等専門学校・専門学校を卒業し、数年間の実務経験を経て学び直しのために入学する者なども考えられる。
- こうした二段階編成の導入により、短期大学、高等専門学校及び専門学校の学生が、卒業後、新たな高等教育機関の後期課程で学ぶことで、4年間の実践的な職業教育を中心とした学修で「学士」相当の学位を取得できる進路の構築を検討することは有意義と考えられる。

(5) 学位・称号

- 修業年限4年の場合は「学士」相当の学位、修業年限2~3年の場合は「短期大学士」相当の学位を授与することが適当である。
- ただし、現在の「学士」や「短期大学士」を授与するか、あるいは、それ相当の別の職業学位という概念が国際的標

準の視点も含めて適切かなどについては、大学、短期大学や高等専門学校における学位又は称号の授与に関する現状を踏まえ、今後検討を行う必要がある。

(6) 教員

① 必要教員数

- 学術研究志向の大学に比べて、教員組織全体として研究活動に大きなエフォートが求められるものではないが、他方、新たな高等教育機関が重視する実習・実技・演習・実験等の教育方法を行うには、教育活動に対してより大きなエフォートが求められることを勘案する必要があり、新たな高等教育機関の必要教員数については、これらの点と、現在の大学や短期大学における教員数に関する基準を踏まえて、更に検討する必要がある。
- 実践的な職業教育を行う際には、当該分野における人材需要が高度に専門的であるために、現行の大学に比べて一学科の収容定員を小規模に設定する必要が生じることが想定される。現在の大学設置基準における必要教員数等の算定では、一学科の収容定員200名(入学定員50名)が最小の基準とされているが、新たな高等教育機関ではそれより少ない収容定員に対する基準を設定し、現行の大学よりも少人数の教員・学生による学科を設置しやすくすることも考えられる。このほか、教育課程やコースに応じて必要教員数を設定することを検討することも考えられる。

② 教員の資格要件

- 教員の資格については、上述の新たな高等教育機関の目的に照らし、教育上の指導能力の有無に最重点を置いたものとする。
- また、教員組織の一定割合は、各職業分野において卓越した実績を伴う実務経験を有する者(実務家教員)とすることが適当であるが、その具体的な基準については分野ごとの特性を踏まえたものとなるよう配慮が必要である。また、実践的教育内容の陳腐化を避けるため、最先端の実務に携わりつつ並行的に教育にも当たる者を確保できるように、一定条件の下、そうした者も必要教員数に算入できる仕組みとすることが望ましい。
- 実務に関する能力については、保有資格や実務上の業績、離職年数の制限等により確実に質が保証できる仕組みが必要である。また、非常勤の実務家教員をはじめとする教員の教育上の指導力向上のため、ファカルティ・ディベロップメントによる能力向上も求められる。

- 学術研究を志向する大学に比べれば、教員の資格要件において学術研究上の業績に過度な比重を置くことは適当でないが、専門的職業教育を志向する諸外国の高等教育機関においても、学生に学士(Bachelor)レベル修了者に求められる能力を身に付けさせるため、専門分野の研究を通じて論理的思考等の訓練を積んだ者が教員として必要とされていることを踏まえ、実務家教員を含む教員組織全体の中で、こうした教員が一定程度確保されるようにする必要がある。

(7) 施設・設備等

- 新たな高等教育機関においては、職業分野の特性に応じ、実践的な職業教育を行う上で必要な施設・設備を備えることが不可欠である。ただし、具体的にどのような施設・設備が必要であるかについては、職業分野により大きく異なる上、実社会における変化に対応する必要があることにも留意が必要である。このため、施設・設備については、学生の安定的利用が確保されている場合については必ずしも自己所有を求めないことや、他の学校と併設される場合には双方の学校教育に支障のない範囲内で一定の共用を認めることも考えられる。
- いずれの職業分野においても、実践的な職業教育を行う教育機関として当該職業分野に応じた図書等の資料を活用できるようにすることや、授業時間以外においても学生がいつでも自発的学習を行うことができる学習環境を整備することが必要である。これらの環境の仕方については、ICTの活用を検討することも考えられる。他方、新たな高等教育機関の目的やそれに伴った教育の在り方等を踏まえ、運動場や体育館を備置とするかについては検討が必要である。
- 校地・校舎面積については、各職業分野における質の高い専門職業人養成に必要な施設・設備を備えることができる適切な基準とすべきである。その際、新たな高等教育機関においては、産業界と連携した実践的な演習等やインターンシップのような学校外での学習の機会が相当程度期待されているほか、社会人の学び直しに積極的に対応するために通学の利便性を向上する必要があること、企業等と兼任する実務家教員を確保する必要があること等の理由により、特に校地面積を確保することが難しい立地条件の場所(昼夜間人口比率が1を超えるような人口集積がある地域等)に設置する必要性が高いこと等を踏まえつつ、教育上最低限必要となる校地・校舎面積の確保に適した基準について今後検討を行う必要がある。

(8) 質の保証システム (設置認可、情報公開、評価、公的助成)

① 設置認可

- 大学や短期大学とは別に、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関に相応しい設置基準を設定することが適当である。なお、設置基準や設置認可の在り方を今後検討する際には、人材需要の変容をはじめとする産業界・経済界等の変化に迅速に対応し、教育内容を機動的にニーズに適応させていく必要性が高いことに配慮すべきである。

- 設置者は国・地方公共団体・学校法人とし、設置認可は文部科学大臣が行うこととするのが適当である。また、設置者となる学校法人に求められる要件は、永続性・安定性の確保のため、既存の学位授与機関を設置する学校法人に求められている水準と同等の水準設定が必要である。

② 情報公開

- 教育情報や財務情報の公開(「大学ポータル」への参画等)については、少なくとも既存の学位授与機関と同程度の水準が求められ、その具体的な在り方について今後検討を行う必要がある。

- また、新たな高等教育機関が質の高い専門職業人の養成を目的とする教育機関であることや、学生や保護者にとって学校の選択等に際し有益な情報を提供すべきことなどを踏まえれば、卒業者の社会における評価等(例:学生の資

格・検定試験等の合格率、卒業者に対する就職先企業からの評価、学生の授業評価の結果等)についても情報公開を義務付ける方向とするとともに、自己点検・評価や第三者評価の指標としても活用し、評価結果の公表を通じて社会へと発信していくことについて、その具体的な在り方を今後検討することが必要である。

③ 自己点検・評価、第三者評価

- 個々の新たな高等教育機関が主体性をもって自己点検・評価を行うこととすることが適当である。また、既存の学位授与機関及び高等専門学校と同様、第三者評価として文部科学大臣が認証する評価団体による認証評価を行うことが適当である。その際、機関別評価に加え、質の高い職業教育がなされているのかを実質的に評価するために各職業分野の専門性に依じた分野別評価を実施することが必要であるが、その具体的な在り方については今後さらに検討が必要である。

④ 公的助成

- 新たな高等教育機関を学校教育法第1条に位置付ける場合には、質の高い専門職業人養成という重要な目的を担う公的教育機関であることにかんがみ公的助成の対象とすると考えられるところ、新たな高等教育機関の設置基準に相応しい助成水準の検討とともに、新たな高等教育機関による追加的財政需要に見合った財源の確保が必要である。
- その際、新たな高等教育機関の目的に照らし、求められる成果を上げている学校はより多くの配分を行い、成果を上げていないものについては配分を少なくするという仕組みとすることで、教育の質の保証を図るインセンティブを設けることについても今後検討が必要である。

⑤ その他

- 設置認可や自己点検・評価、第三者評価においては、学術研究を志向する大学とは異なり、職業分野の産業界関係者の積極的協力を得ながら教育の質を確保することができるシステムが必要である。特に資格に関連する分野については、各職業分野の人材の質を確保する仕組みとして職業資格団体等による教育課程認定等を活用することを含め、制度設計に当たって資格との関係に留意が重要である。この点を含め、各分野の業界・職能団体との連携の具体的な在り方については、分野別に今後の検討が必要である。なお、現在は資格が存在しない分野においても今後資格や検定等が整備されていくことは、新たな高等教育機関の卒業者等が就職する際に、企業等に対し、当該職業分野で必要とされる知識や技術、能力等の修得を端的に示すことができる点で有益であり、既存又は新規のそうした資格や検定等が国際的にも通用しうるものとしていくことも重要と考える。
- 経営の悪化や産業界のニーズの変化等により教育の質の保証ができなくなった場合の対応として、社会経済の変化に即応すべき実践的な職業教育の特性を踏まえ、組織・機関の再編を含め円滑な教育の改善・刷新を可能とする仕組みの整備や学生保護の方策等についても今後検討が必要である。なお、学校教育法等に規定する改善の勧告、変更命令、閉鎖命令等による法令遵守の担保のための措置は新たな高等教育機関にも必要となるものである。

4. その他の検討課題

(1) 名称

- 学校種の名称については、例えば「専門職業大学」や「専門職大学」等が考えられるが、今後の具体的な制度設計に応じて適切な名称を検討する必要がある。

(2) 分野

- 制度として職業分野の限定は行わない。なお、設置基準において各分野の特性を踏まえた基準を設ける際にどのような分野の種類を設けるかについては、現行の大学における学部の種類や現在の職業教育における実態等を踏まえて、更に検討する必要がある。

- ただし、新たな高等教育機関に対しては、サービス産業の高付加価値化や地方創生のための地方産業の活性化を人材供給面から支えるという機能を果たすことが期待されており、こうしたニーズにも十分に対応できるものとするのが重要である。

(3) 卒業者の実社会での活躍に向けた産業界との連携・協力

- 新たな高等教育機関の卒業者の出口が確保されて実社会で活躍できるようになるためには、産業界の連携・協力が必要不可欠であり、産業界には、実務家教員の派遣、教育課程の編成、自己点検・評価や第三者評価への参画、採用した卒業者に対する評価等の各種場面における実効的な連携・協力が強く期待される。また、こうした連携・協力が、学生の当該職業分野についての理解と関心を高め、地域の中小企業等を含めた産業界にとっても、当該職業分野の実践的な知識や技術、能力等を備えた人材を確保していく上で有用な仕組みとなることが望まれる。

- 新たな高等教育機関における教育の質の保証のためには、上記の各種場面における産業界からの支援や協力が、各職業分野の特性に応じたものとなるのが重要である。このため、新たな高等教育機関に対する各職業分野別団体等による支援・協力体制の構築に向け、行政レベルでの検討を文部科学省が関係省庁と連携して進めていくべきである。

- 産業界が質の高い専門職業人を持続的に確保していくには、企業等における採用方法や採用後の人材の活用の在り方を専門職業人に相応しいものに見直すことも重要である。このため、採用に際して求められる専門性等の条件があらかじめ示され、応募する者が職種や職務を選ぶことのできるような採用方法の拡充や、専門性を活かしたキャリア形成を可能とするための配慮等が、これまで以上に企業等に求められる。

- さらに、教育の質が保証されることが当然の前提であるが、新たな高等教育機関で学んだ者が就職する際に、例えば修業年限4年の課程を修了した者が大学の学士課程を修了した者と同等に処遇されること等により、新たな高等教育機関の位置付けが社会的にも既存の大学等と比肩するものとなるような配慮が併せて期待される。そのため、新たな高等教育機関においては、社会に貢献する質の高い専門職業人の養成に真摯に取り組み、成果を上げていかなければならない。

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の在り方について(審議のまとめ)

昨年7月にまとめられた教育再生実行会議の第五次提言「今後の学制の在り方について」において、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化が提言されたことを受け、当有識者会議では、平成26年10月に第1回会議を開催して以降、全12回にわたる審議を経て、このたび、審議の内容を以下のとおり取りまとめた。

当会議としては、今後中央教育審議会等において、本「審議のまとめ」を踏まえつつ、我が国の将来を担う質の高い専門職業人養成が早期に実現するよう、その具体的な制度設計等についての審議が精力的に行われることを切に期待する。

1. 高等教育の多様化の必要性

(多様な若者のニーズと産業界の人材需要への対応)

○ 中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」(平成26年12月22日)においては、すべての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるため、「これからの時代に社会に出て、国内外で仕事をし、人生を築いていく、今の子供たちやこれから生まれてくる子供たちが、十分な知識と技能を身に付け、十分な思考力・判断力・表現力を磨き、主体性を持って多様な人々と協働することを通して、喜びと糧を得ていくことができるようにすること」を教育改革の重要な目標の一つとした。

○ 一方、グローバル競争の激化に伴い技術革新や企業淘汰が加速しており、職業に必要な知識や技術も急速に高度化・複雑化している。また、我が国は、急激な少子高齢化とこれに伴う生産年齢人口の急減、産業構造・労働力市場の変化等の大きな課題に直面している。地方においては、若年世代の流出と東京圏への一極集中による地域経済の縮小や深刻な人手不足が指摘されている。社会的需要に応じた質の高い職業人を養成することが望まれているのみならず、そこで養成される人材への社会的ニーズが多様化している。大企業の正社員という立場で働く人は長期的には減少傾向にあり、既に我が国の雇用の約8割を占めるのはサービス業を中心とした中小企業となっている。

○ このように産業構造・労働力市場等の劇的な変化が見込まれる中、一人ひとりが企業や組織で職を得たり自ら創業したりするなど職業を通じて活躍していくには、自らのキャリアを通して、必要となる実践的な知識や技術を学び続けていくことが不可欠となってきている。さらに、それを実現することは、我が国の社会・経済の成長・発展にとっても不可欠な課題である。

(企業における人材育成機能の縮小)

○ しかし、企業における職業能力開発をめぐる状況に目を向けてみれば、厳しい経済状況などを背景に、新卒一括採用や長期雇用などを特徴とした日本型雇用システムが変容し、正規職員以外の就業形態で働く若者が増加するとともに、企業が人材育成にかかる費用を縮小している状況がある。中長期的には企業内における教育訓練の機会が減少している中、職業に必要な知識や技術、能力等を十分に身に付けるためには、学校教育における職業教育の充実が必要となっている。

(高等教育段階における専門職業人養成の現状)

○ 明確な職業観・目的意識を持つ若者が、専門性の高い職業人材となることを目指し、実践的な知識や技術、資格等を身に付けたいと考えた場合、現状においては、中学校卒業後の進学先としては職業教育を主とする専門学科を置く高等学校(専門高校)、高等専門学校、専修学校高等課程等があり、高等学校等卒業後の進学先としては大学、短期大学、専修学校専門課程(専門学校)等がある。このほか、各省庁が設置する大学校(職業能力開発総合大学校、気象大学校等)に進み、専門的な職業訓練等を受けることも可能である。

○ 一方、世界の主要各国では、学術研究を志向する教育課程や、高度な技能を必要とする専門職に就くための教育課程(医学等)に加えて、実践的な知識や技術は特定の職業的な専門教育課程も大学体系に位置付けてきた。

○ 我が国においても、国家資格制度と密接に結び付いた医・歯・薬・獣医学においては、修業年限の延長や実習内容の追加等が行われ、また、大学院の段階においては、理論と実務を架橋した高度で実践的な教育を行うものとして、平成15年度に専門職大学院制度が新たに創設されている。

○ しかしながら、我が国の大学・短期大学への進学率は、かつて10%台であったものが現在56.7%にまで達しており、また、その卒業時には約7割が就職していることを踏まえれば、大学や短期大学の段階において、多様な若者の幅広いニーズに応えた高等教育が提供される必要がある。こうしたニーズに対し、既存の高等教育機関においてもキャリア教育・職業教育を充実・強化してきており、一部の大学等では社会のニーズに的確に対応した高度な職業教育を行い、生産性の高い人材を輩出している。特に、短期大学においては職業又は実生活に必要な能力の育成を目的として資格取得とも連動した教育課程を編成し、高等専門学校においては職業に必要な能力を育成することを主な目的として実験・実習を重視した質の高い職業教育を行ってきた。

(現行制度のみによる将来に向けた対応の限界)

○ こうした既存学校種における取組の充実が図られることの重要性については論をまたない。しかし、社会や産業の急速な変化に対応し、質の高い専門職業人養成を量的に拡大していくことが求められている中、以下のように、現行制度上の既存学校種の取組だけでは限界があるのではないかと考えられる。

- ・ 大学は、制度として教育と研究の双方をその目的に掲げ、我が国の学術研究の発展という使命をも担っているため、学生や社会の現代的なニーズに応えた専門職業人養成機能のさらなる量的拡大に比重を置いて対応していくことには限界がある。
- ・ 短期大学は、地域に根差した身近な高等教育機関として専門職業人を養成しているが、社会の複雑化に伴って職業人に求められる能力が高度化している中、短期の修業年限の範囲でこうした要請に対応することが難しい場合もある。
- ・ 高等専門学校については、中学校卒業時から学生を受け入れて後期中等教育から高等教育まで一貫した教育を行うことに特徴があり、その点で高い社会的評価を得て

いるものであるため、高等学校等の卒業者を大量に受け入れることが制度上想定しにくい。

- ・ 専門学校については、制度として職業等に必要な能力の育成を目的に掲げており、社会的ニーズに弾力的に対応して多様な職業教育を展開し、実践的な知識や技術、能力等を育成しているが、教員数や施設設備に関する基準が緩やかなものとなっており、また、第三者評価が制度化されておらず、その柔軟な制度的特徴から、教育の質が必ずしも保証されたものとはなっていない。

○ また、高校生全体の約2割を占める専門高校生は、分野によって差はあるものの、平均して2割程度しか大学等に進学していない。専門高校卒業生のニーズに合った実践的な職業教育課程を整備し、進学機会を拡大することが求められている。

(社会人の学び直し需要への対応)

○ 今後さらに急速に産業構造の変化や技術革新、グローバル化、情報化等が進展することが予想され、近い将来には今ある職業が存在しなくなることも想定しなければならない。このため、学士課程段階において、生涯の中でどのような社会状況の変化に直面しても職業を通じた社会との関わりを持ち続けることができる資質を養うとともに、生涯のいつでも希望するときに実践的な職業教育を受けられるようにすることが喫緊の課題となっている。

○ 特に、一度社会人となった後においても、産業・経済の急速な変化等を受け、より高度な知識や技術の修得を目指す学び直しの機会を拡大する必要性が一層高まっている。厳しい経済情勢から、企業内の職業訓練は縮小傾向にあることもあり、産業界等の現場の要望を踏まえた社会人の学び直しのための高等教育機関における教育プログラムへのニーズが高まっている。また、地方創生の観点からも、各地方の高等教育機関において最新の知識や技術等についての再教育を受けられる仕組みが整備され、地域の活性化に資する人材が地元で定着することが期待されている。

○ 一方で、我が国では、25歳以上の学士課程への入学者の割合が2%となっており、OECD諸国の平均の18%に比して相当低いことから、時間的制約のある社会人が入学しやすく、実践的で学びやすい教育課程を一層充実することがますます重要となっている。

(地方創生への対応)

○ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月27日)においては、地域ニーズに対応した高等教育機関の機能が地方では十分とはいえないと指摘した上で、高等教育機関において、「地域とのつながりを深め、地域産業を担う人材養成など地方課題の解決に貢献する取組を推進する必要がある」とされている。また、教育再生実行会議の第六次提言『「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」(平成27年3月4日)においては、高等教育機関に対して、その知的資源や人的資源を活用し、地域と連携しながら、そのニーズに応える教育研究や人材育成を展開すること等を通じて、地域経済の活性化や地域課題の解決など地方創生への大きな効果をもたらすことが期待され、新たな高等教育機関の制度化についても、「地域の職業人育成に大きな効果をもたらすことが期待できることから、その実現に向けた取組を推進する」とされている。

○ このように地方創生の観点からも、地域産業を担う専門職業人を育成するための教育が各々の地方の高等教育機関で受けられるような仕組みを構築することを通じて、創業等による雇用の創出を含めた地域の活性化に資する人材が地元で育ち、地元で定着するようにすることが求められている。

(高等教育体系の多様化)

○ 以上のように、社会経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人を育成するとともに、専門高校卒業生の進学機会や社会人の学び直しの機会の拡大に資するため、専門職業人を養成するという目的に最も適した、機動的な枠組み・特徴を持つ実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を制度化することが必要である。

○ 新たな制度の創設により、学ぶ意欲と能力のある若者や社会人が質の高い教育を受けることのできる社会の実現に向けて、多様化し、機能別分化・複線化した高等教育体系を整備することができる。

○ これまで、高等学校の普通科や大学に進学すること自体を評価する社会的風潮があったことや、高等学校、特に普通科の進路指導においては、将来の職業選択はさておき、高等教育機関、特に選抜性の高い大学への進学を第一としたものに偏りがちとなっていることなどが指摘されてきた。実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の創設は、高等学校等卒業後の進路の単なる形式的な多様化にとどまることなく、こうした風潮を打破し、将来自ら「就く職業に必要な知識や技術、能力等を身に付けるために、職業教育を重視する学校種に躊躇なく進学できるように選択肢の実質的拡大に繋がるものでなければならない。そのためには、新たな高等教育機関が社会から真に評価されるよう、教育の質に対する信頼を確立しうる制度設計を行うとともに、産業界をはじめとする社会の理解と協力を得ていくことが不可欠である。

○ また、新たな高等教育機関の存在により、初等中等教育段階の児童生徒がその先の自分自身の職業人生についての具体的なイメージを持ちやすくなること等を通じて、日々の学習や生活に対する積極的な態度を形成できるようにすることも期待される。こうした点を含め、新たな高等教育機関の創設を、初等中等教育段階からのキャリア教育や高等専門学校をはじめとする各学校の職業教育の充実を図る契機とし、教育委員会を中心とする地方自治体において、その充実に向けた取組が一層推進されることを求められる。

2. 新たな高等教育機関の基本的な方向性

○ 我が国の高等教育を多様化し、機能別分化・複線化を図っていく観点から、新たな高等教育機関を我が国の産業の高度化を担う質の高い専門職業人を養成する機関としていくためには、新たな高等教育機関が既存の大学等と比肩する高等教育機関と位置付けられることが必要である。このためには、まず、想定される各種の職業分野を越えた共通

理念や目的に基づく普遍性の構築が求められる。

○ 新たな高等教育機関は、産業界と連携しつつ、どのような職業人にも必要となる基本的な知識・能力とともに、実務経験に基づく最新の専門的・実践的な知識や技術を教育する機関とすることが適切である。新たな高等教育機関の教育内容・方法、教員、施設・設備、評価等の基準は、その目的を達成するために最も適した枠組みとして新設することが適切であり、諸外国における専門大学等も参考としながら、国際的にも高等教育機関として認知されるようなものとするのが重要である。我が国の既存の高等教育体系を念頭に、単に現行の大学・短期大学の設置基準よりも低い基準とすることで新たな高等教育機関になりやすくするといった考え方をとるべきではなく、実践的な職業教育の質を確保しうる仕組みを備えた高等教育機関としての考え方に基いて制度設計がなされなければならない。

○ 新たな高等教育機関の制度化に当たっては、育成すべき人材像やそれに相応しい教育内容の在り方等に応じて、
① 大学体系の中に位置付けるべきか(学校教育法上の短期大学に関する規定と同様の位置付け)、
② 大学とは異なる新たな学校種が設けられるべきか(学校教育法上の高等専門学校等に関する規定と同様の位置付け)のいずれにするかによって、制度設計上で配慮すべき点が相当異なる。

○ 18歳人口の過半数が大学に進学する現状において、実践的な職業能力を身につけた人材を輩出することを目的とした機関が求められていることを踏まえれば、サービス産業の高付加価値化など我が国の産業の高度化への要請に対応して人材養成の高度化を図ることや、卒業生の学修成果に関する国際的・国内的な通用性を確保することは極めて重要であり、この観点からは、新たな高等教育機関を大学体系に位置付け、卒業者に求めるべき学修成果(ラーニング・アウトカム)に関する水準についての国際的議論を踏まえながら、学位授与を行う高等教育機関と位置付けることが有益と考えられる。

○ また、高等教育における専門職業人養成機能の充実というニーズに対応し、我が国の高等教育機関の多様化を図っていくとの観点からは、新たに設置されるもののみならず、現行制度上の4年制大学や短期大学、また、質の高い専門職業人養成を行う専門学校からも、自らの主体的判断によって新たな高等教育機関に円滑に移行することが可能となるような仕組みとする必要がある。その際、現在も、4年制大学に併設する「短期大学部」として短期大学が設置されている例があるのと同様、既存の学校種を設置したまま、一部の学部や学科を新たな高等教育機関に移行させて併設することができるようにすることも考えられる。

○ これらを踏まえれば、新たな高等教育機関に関しては、大学体系の中に位置付ける方向で制度設計の検討を更に進めることを基本とすべきである。

○ ただし、この位置付けの判断については、学位授与機関としての国際的互換性等を踏まえて必要となる諸要件の具体的な内容や、大学・短期大学との差異、学位の種類をどのようなものとするか等に関する精査が必要であり、今後、中央教育審議会等での議論においては、大学とは異なる新たな学校種を設ける可能性を排除することはせず、これらを踏まえて審議することが必要と考えられる。

3. 制度化に当たっての個別主要論点

○ 新たな高等教育機関を大学体系に位置付け、学位授与機関とする場合には、学位授与機関としての水準に関する国際的互換性や、国内の既存学位授与機関の水準を踏まえる必要があると同時に、実践的な職業教育を行う教育機関として社会人の学び直しや専門学校等の卒業生の学習の深化・発展に寄与する仕組みとすることも必要である。

(1) 新たな高等教育機関の目的(教育・研究)

○ 新たな高等教育機関は、職業に従事するために必要な実践的知識や技術、能力等の育成を行うものとするため、その主たる目的としては「教育」、特に「質の高い専門職業人養成のための教育」を位置付けることが適当である。

○ 教育再生実行会議の第五次提言において、新たな高等教育機関に対して専門高校卒業生の進学機会や社会人の学び直しの機会の拡大に資することが期待されているように、新たな高等教育機関に関しては、現行の大学では「教育」と並ぶ目的とされている「研究」よりも「教育」に対する期待が大きいと考えられる。このため、海外の学士(Bachelor)を授与する教育機関の目的として「研究」を限定的に規定する例があることにならない、「研究」については、「教育」と並置して主たる目的に位置付けることとしない方向で、例えば、教育内容を学術の進展や職業分野における技術革新等に即応させるために行うもの等と位置付けることが学位授与機関として妥当か等について今後検討することが適当である。

○ ただし、これは新たな高等教育機関の教員の研究活動を妨げる趣旨ではなく、産業界の最新動向の把握や分析に関する研究のほか、各職業分野に関する企業との作品の共同制作、実用化に向けた改良や応用的な共同研究等の新たな高等教育機関の性格に適した研究活動を行うことは重要であり、新たな高等教育機関には、質の高い専門職業人を社会に輩出することはもとより、これらの活動を通じて、高等教育機関として社会の発展に寄与することが期待される。

(2) 教育内容・方法

○ 各職業分野に従事するために必要な実践的知識や技術、能力等を培うとともに、社会人としてバランスのとれた人材を育成するためには、専門教育とその基盤となる教養教育にわたって体系的な教育課程を編成することが必要である。

○ 特に、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関における教養教育については、哲学や古典等についての素養を養うのではなく、その教育課程全体を通じて、どのような職業人にも必要とされる知識や思考法等の知的な技法など、変化の激しい現代の実社会を主体的に生きていくために必要な活用力・応用力を学生が身に付けられるようにするための基盤を形成することが重要である。また同時に、

平成27年度 専修学校関係予算(予定額)

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課 (26年度予算額)

国家戦略としての人材養成プロジェクト等の推進

- **成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進【拡充】** 15.7億円 (16.8億円)
専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等と産業界等が産学官コンソーシアムを組織し、その下で職域プロジェクトを展開し、協働して、就労、キャリアアップ、キャリア転換を目指す社会人、生徒・学生、育児休業中・子育てのために離職している女性等に必要な実践的な知識・技術・技能を身につけるための学習システム等を構築する。そのような取組を通じて、成長分野等における中核的専門人材や高度人材の養成を図る。
・地域版学び直し教育プログラムの開発・実証の拡充 等
- **職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進【拡充】** 1.8億円 (1.8億円)
「職業実践専門課程」制度の説明会の開催や本課程の推進を担う教員養成研修モデルの開発・実証、認定校を中心とした国際的通用性を持つ職業教育や第三者評価など更なる質保証・向上の取組を推進し、課題やノウハウをとりまとめ、検証を行い、その結果を広く全国に提供することにより、「職業実践専門課程」を通じた専修学校全体の質保証・向上を図る。
- **専修学校留学生就職アシスト事業 等** 0.7億円 (0.8億円)
専修学校における外国人留学生に対する来日の動機づけから就職までを支援し、産業界等との連携の下、留学生受入れ拡大を図る。
- **国費外国人留学生制度** 7.5億円 (5.9億円)

安心して学べる環境の実現に向けた修学支援

- **専門学校生の授業料等負担軽減事業【新規】** 3.0億円 (新規)
意欲と能力のある専修学校専門課程(専門学校)の生徒が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、特に経済的に修学困難な私立専門学校の生徒について、授業料等の経費の一部を支援し、修学にかかる経済的負担を軽減する。

東日本大震災の復興に向けた支援

- **東日本大震災からの復興を担う専門人材育成支援事業** 1.1億円 (2.4億円)
※復興庁一括計上
専修学校や専門学校等の教育機関と地域・産業界が連携し、被災地の人材ニーズに対応した復興の即戦力となる人材や、次代を担う専門人材の育成を推進する。

専修学校の教育基盤の整備

- **私立学校施設整備費補助金** 8.4億円 (8.4億円)
【補助対象】
・教育装置や学内LAN装置の整備
・学校施設や非構造部材の耐震化工事、ノリアブリ化工事、備蓄倉庫や自家発電設備の整備
・太陽光発電導入工事、エコ改修工事
- **私立大学等研究設備整備費等補助金** 2.2億円 (2.2億円)
【補助対象】
・情報処理関係装置の整備

合計 40.4億円 (38.5億円)

※ 高等学校等就学支援金、日本学生支援機構の奨学金事業など、専修学校分の予算が不可分なもの含まれていない。

文部科学省職業実践専門課程

26年度295校677学科を認定

文部科学省は2月17日、専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程に基づいて、平成26年度の「職業実践専門課程」の認定等を行い、2月25日付の官報で告示されました。

平成26年度は全国で295校677学科が認定されました。平成25年度の認定と合わせると全国で673校2042学科となりました。これは全国の学校数の24%、学科数で25%に当たります。また26年度の名称変更は17校32学科、認定要件に該当しなくなりました。

26年度の認定状況を分野別にみますと、①文化・教養156学科②商業実務133学科③工業128学科④医療109学科⑤教育・社会福祉71学科⑥衛生57学科⑦服飾・家政20学科⑧農業3学科となっています。これを25年度と合わせると①工業414学科②医療397学科③商業実務337学科④文化・教養326学科などとなっています。

また学校数の認定状況を平成25年度及び26年度を合わせて都道府県別にみますと、①東京都99校(355学科)②大阪府70校(260学科)③北海道51校(136学科)④福岡県47校(161学科)⑤愛知県34校(149学科)などとなっています。青森県、滋賀県、佐賀県の3県では1校も認定を受けていません。

職業実践専門課程は、専修学校の専門課程における新たな高等教育機関の先導的試行として、「企業等と密接な連携により、最新の実務の知識等を身に付けられる教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が認定し、奨励する」もので、平成26年4月からスタートしました。

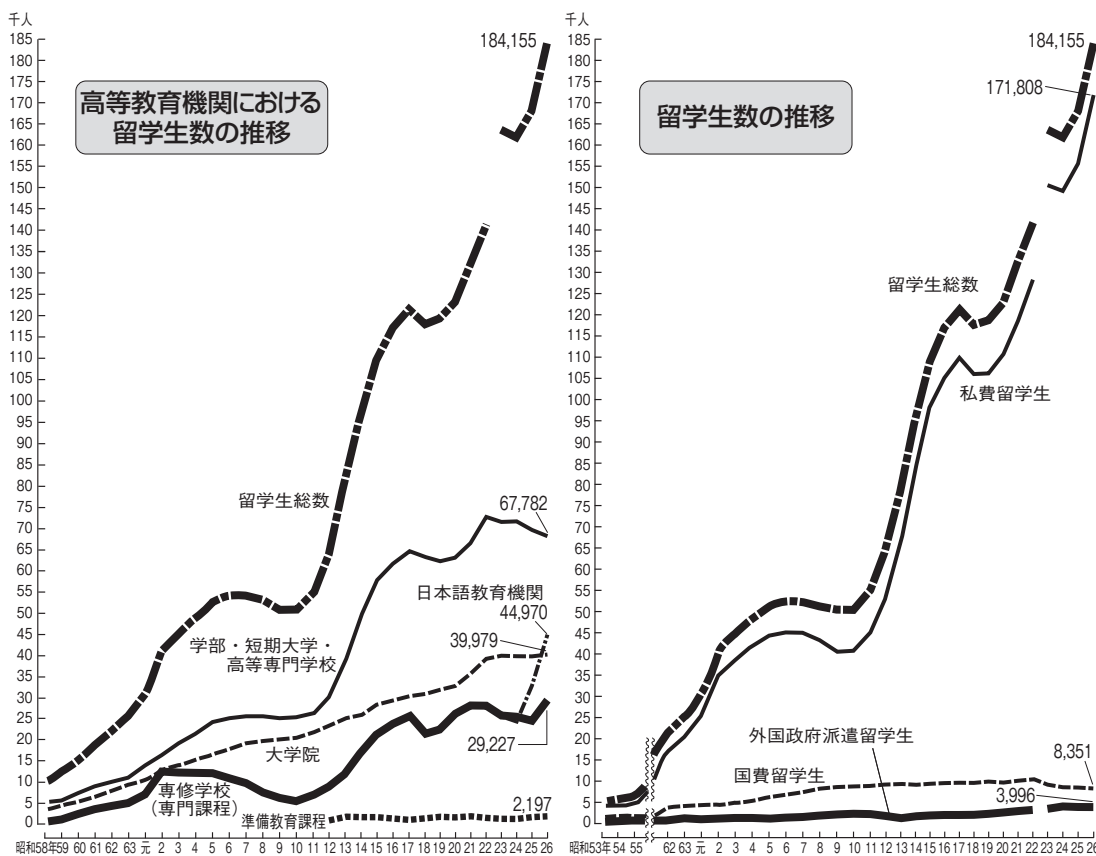
認定の具体的な要件は①修業年限が2年以上であること②専攻分野に関する企業、団体等(以下企業等)との連携体制を確保し、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること③

企業等と連携して実習、実技、実験又は演習の授業(以下実習・演習等)を行っていること④全課程の修了に必要な総授業時数が1700単位時間以上又は総単位数が62単位以上であること

⑤企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること⑥学校関係者評価を行い、その結果を公表していること

が参加する「教育課程編成委員会」や「学校関係者評価委員会」の設置などを求め、企業等との連携による職業教育で大学教育との相違を鮮明にしています。

外国人留学生2年連続増加 専門学校4600人増で2万9千人に



高等教育機関における留学生数の推移

留学生数の推移

独立行政法人日本学生支援機構は、平成26年度外国人留学生の状況の調査結果を公表しました。

我が国の高等教育機関で学ぶ外国人留学生は平成26年5月1日現在18万4155人で前年より1万6000人増加し、2年連続で増えていることが分かりました。

外国人留学生を在学段階別で見ると、最も多いのは大学(学部)で6万5865人(前年より1572人減)、次が日本語教育機関の4万4970人(同1万2344人増)、3番目が大学院の3万9979人(同412人増)、4番目が専門学校の2万9227人で、前年より4641人も増加しました。以下、準備教育課程2197人(同170人増)、短期大学14333人(同5人減)、高等専門学校4844人(同20人増)となっています。

これを出身国(地域)別で見ますと、中国が9万4399人で全体の51.3%を占めています。前年より3476人の減少を示しています。次いでベトナムの2万6439人で、前年より1万2640人も増加しています。以下、韓国の1万5777人(前年より1506人減)、ネパール1万448人(同4641人増)、台湾6231人(同571人増)などとなっています。中国や韓国からの留学生が減少する一方で、ベトナム、ネパールなどからの留学生が増加し、政治的影響を色濃く反映しています。

また留学生全体の93.3%に当たる17万1808人が私費留学生で、国費留学生は8351人(4.5%)、外国政府派遣留学生3996人(2.2%)でした。男女別では男子が10万1130人で全体の54.9%を占め、女子は8万3025人(45.1%)と男子の留学生の伸びが目立っています。

ビジネス能力検定 ジョブパス 文部科学省後援 (http://bken.sgec.or.jp/)

2015年10年から従来のペーパー方式(全国一斉)に加えて新たに2級、3級にもCBT方式を導入します。(1級はCBT方式のみ)(検定試験の最新情報は、B検ホームページにてご確認ください)

私たちは、学生生徒災害傷害保険を通じて「ビジネス能力検定ジョブパス」を応援しています。

東京海上日動火災保険株式会社 TOKIOMARINE NICHIDO

MS&AD 三井住友海上 損保ジャパン日本興亜

●2級・3級
■前期試験/平成27年7月5日(日)
■出願期間/4月1日(水)~5月22日(金)
■実施級・受験料/2級(4,200円)、3級(3,000円)
【想定試験者と評価内容】
〈2級〉就職活動のスタートを間近に捉えた学生、専門学校生等から社会人1、2年目程度。●3級の知識を前提とし、企業の役割や責任と権限などを理解するとともに、効率的な業務の進め方、問題解決のための基本的なコミュニケーション、情報活用の技法を評価する。〈3級〉就職活動を視野に捉えた、高校3年生、大学・専門学校等●入学者自らの職業観や勤労観といった概念の形成を前提にビジネス常識および、基礎的なコミュニケーション、情報の利活用など、将来、職業人として適応するために身につけておくべき知識を評価する。

●1級(CBT方式)
■前期試験/平成27年9月12日(土)~9月20日(日)
(上記期間内から選択可。ただし会場設置状況による。詳細はホームページをご覧ください)
■出願期間/団体受験:7月6日(月)~試験日の2週間前まで
個人受験:7月6日(月)~試験日の3週間前まで
■実施級・受験料/1級(8,500円)
【想定試験者と評価内容】
就職活動を展開中の大学生・専門学校生から入社1年目から3年目程度の社会人●2級の知識、技法を前提とし、問題解決を円滑に推進するために必要となる論理的な思考、情報発信と表現技法、および基礎的なマネジメント技法を実践的に評価する。

事務取扱先 (一財)職業教育・キャリア教育財団 検定試験センター
TEL.03-5275-6336
〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-25
B検ホームページ http://bken.sgec.or.jp/